

● 返戻金制度に関する事項

当事業所は返戻金制度（紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に、手数料の一部を返戻する制度）を設けています。返戻金制度の対象となるのは、当事業所の紹介により就職した求職者が、自己都合退職又は明らかな本人の責による解雇に該当した場合です。

※求人者の責による解雇や労働者の死亡等、労働者の責によるものでない離職の場合は、返戻金制度の対象とは致しません。

※また、紹介予定派遣及び派遣先(求人者)で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合は、返戻金制度の適用はありません。

【返戻金の額等】

1 ヶ月未満の離職	紹介手数料の 7 0 %
1 ヶ月以上 3 ヶ月未満の離職	紹介手数料の 5 0 %
3 ヶ月以上経過後の離職	返戻金なし

許可番号 22-ユ-300718

株式会社エスアイエス